

## 三郷市優秀工事表彰要領（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この要領は、市が発注した建設工事のうち、その施工に関して特に優れた成績を上げた工事の現場技術者（現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者をいう。以下同じ。）を表彰することにより、現場技術者及び受注者の施工意欲の向上並びに育成を図り、もって公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とする。

### （表彰の対象）

第3条 表彰の対象となる工事（以下「表彰対象工事」という。）は、下記のいずれにも該当する工事とする。

- （1）市が発注し、市内に本店、支店又は営業所を有する受注者が表彰対象年度に完成させたもの
- （2）実施額（工事完成時点の請負金額をいう。）が500万円以上のもの
- （3）三郷市建設工事検査規則（令和3年規則第3号）第2条第4項の規定による完成検査を実施したもののうち、三郷市建設工事成績評定要領に基づく工事成績評定を行ったもの

### （表彰の基準）

第5条 表彰の基準は、表彰対象工事のうち、別表に掲げる各部門の評定点（工事成績評定における評定点をいう。以下同じ。）が、表彰対象年度における、土木工事成績評定（土木工事、上水道工事、下水道工事の各部門）又は建築工事成績評定（建築工事、設備工事の各部門）それぞれの評定点の平均点以上かつ75点以上の工事であるものとする。

### 別表（第4条、第5条、第7条関係）

| 部 門 名   | 表彰対象件数                       | 主 な 対 象 業 種 名 <sup>※1</sup>                                                                               |
|---------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土木工事部門  | 実施額の区分ごとに各上位1件 <sup>※2</sup> | 土木工事業（上下水道工事を除く）、とび・土工工事業（上下水道工事を除く）、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、さく井工事業、解体工事業                 |
| 上水道工事部門 | 上位1件                         | 土木工事業（上水道工事）、とび・土工工事業（上水道工事）、電気工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業                                                      |
| 下水道工事部門 | 上位1件                         | 土木工事業（下水道工事）、とび・土工工事業（下水道工事）、電気工事業、機械器具設置工事業                                                              |
| 建築工事部門  | 上位1件                         | 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業 |
| 設備工事部門  | 上位1件                         | 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業                                                              |

※1 工事内容及び適用する工事成績評定により部門分けする。

※2 実施額の区分は次の通りとする。

①5,000万円以上 ②5,000万円未満1,000万円以上 ③1,000万円未満500万円以上